

最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

危機管理ニュースレター

2023年12月28日号

執筆者:

[木目田 裕](#)

h.kimeda@nishimura.com

[西田 朝輝](#)

a.nishida@nishimura.com

[澤井 雅登](#)

ma.sawai@nishimura.com

[宮本 聡](#)

s.miyamoto@nishimura.com

[梅澤 周平](#)

s.umezawa@nishimura.com

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。

なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2023年11月29日】

公正取引委員会、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

公正取引委員会は、2023年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。本指針は、労務費上昇の取引価格への転嫁の在り方について取りまとめたものであり、例えば、発注者及び受注者が採るべき行動、求められる行動として、以下を指摘しています。

(1) 発注者として採るべき行動／求められる行動の例

- ①労務費上昇の取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針等を書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。
- 受注者から求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回等定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。
- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、内部情報ではなく、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

(2) 受注者として採るべき行動／求められる行動の例

- 労務費転嫁の交渉の仕方について、相談窓口相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、公表資料を用いること。

【2023年12月4日】

消費者庁、「はじめての公益通報者保護法」ページを新設、内部通報制度導入支援キットを公開

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

消費者庁は、2023年12月4日、同庁のWEBサイト内に、「はじめての公益通報者保護法」ページを新設し、内部通報制度導入支援キットを公開しました。

本ページでは、内部通報制度の概要を説明する動画や、「内部通報制度導入支援キット」として、内部通報に関する内部規程のサンプル、公益通報対応業務従事者の指定書・誓約書のサンプル、内部通報担当者向けの研修動画等が公開されています。

【2023年12月6日】

個人情報保護委員会、「民間企業における個人データの越境移転、海外法規制対応に関する実態調査 調査結果報告書」を公表

https://www.ppc.go.jp/enforcement/international_materials/

個人情報保護委員会は、2023年12月6日、「民間企業における個人データの越境移転、海外法規制対応に関する実態調査 調査結果報告書」を公表しました。

本報告書は、経団連加盟企業及び新経団連加盟企業を対象に実施された、個人データの越境移転及び海外法規制の対応に関するアンケート調査結果を取りまとめたものです。

本報告書では、調査結果として、例えば、以下の点が指摘されています。

- 個人データの EU 圏との間の移転については多くの企業が充分性認定¹を根拠として採用している一方で、相手先企業からの求め等に応じて、又は当該認定が取り消される等のリスクに備えて、SCC(標準契約条項)も移転根拠として併用する企業が多く見られたこと。
- 海外におけるガバメントアクセス(公的機関による民間企業の保有する情報への強制力を持ったアクセス)への対応に対しては、一企業のみでは対応が困難であることが課題として挙げられ、また、海外におけるデータローカライゼーション(当該国内へのデータ保存が要求されること)への対応に対しては、IT コストの上昇や規制国での対応リソースの不十分さが課題として挙げられること。
- ガバナンス体制の整備に当たり、外部有識者の活用は行われているものの、DPIA(データ保護影響評価)の実施やプライバシー担当者の任命等、積極的な対応を行っている企業は限られていること。

¹ EU の GDPR(一般データ保護規則)に基づき欧州委員会から十分なデータ保護の水準を確保しているとの認定(充分性認定)を受け、国等と EU との間の個人データの移転については、個別対応(データ保護に関する契約締結等)が不要となる。日本は、2019年にこの充分性認定を受けた。また、同年、日本の個人情報保護委員会も、EU を、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国」として指定したため、個人情報保護法上も、日本・EU 間の個人データの移転に関する個別対応は不要となった。

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/sougoninshou/>)。

【2023年12月8日】

金融庁、「インサイダー取引規制に関する Q&A」を追加

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20231208/20231208.html>

金融庁は、2023年12月8日、知る前契約・計画の要件及び株式報酬に係るインサイダー取引規制の適用に関し、「インサイダー取引規制に関する Q&A」に応用編(問 6~8)を追加しました。主な内容は以下のとおりです。

- ・ 上場会社の役職員等の会社関係者が、外形上は重要事実を知る前に契約を結び又は計画を策定した場合であっても、その後に知る未公表の重要事実の内容に応じて当該契約・計画に基づく売買等を実行するか中止するかを選択することが想定されている等の場合、当該計画に基づく売却はインサイダー取引規制の適用除外の対象にはならない(応用編(問 6))。
- ・ 上場会社において、役職員等に対する株式報酬として新株発行又は自己株式処分を行うことが内部的に決定された場合、払込金額の総額が割当決議日までに変更される可能性があるとしても、当該内部的な決定が行われた時点において、例えば、「株式報酬として新株発行又は自己株式処分を行う予定であり、その総額として合理的に見込まれた額は〇〇億円になります。」等と、その時点における株式報酬の総額として合理的に見込まれた額を金融商品取引法 166 条 4 項に規定する方法で公表すれば、当該決定をしたことの「公表」がされたことになる(応用編(問 7))。
- ・ 上場会社が、役職員等に対して、職務執行の対価として、一定期間の譲渡制限が付された現物株式を自己株式の処分の方法により付与する場合、当該付与時点で上場会社側に未公表の「重要事実」があったとしても、当該付与が株式報酬の一種として行われるものであり、また、譲渡制限期間が経過して付与対象者が付与された株式を処分できるようになるまでに、相当の期間が必要となるものであるため、一般投資家と比べて著しく有利な立場で取引を行い、市場の公正性・健全性を害するということは基本的に想定されない。そのため、当該付与が当該「重要事実」と無関係に行われたことが明らかであれば、インサイダー取引規制違反にはならない(応用編(問 8))。

【2023年12月8日】

公正取引委員会、関係事業者団体 1,700 団体に対し、下請取引の適正化を要請

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231208/nenmatuyousei.html>

公正取引委員会は、昨今のエネルギー価格や原材料費の高騰により中小企業・小規模事業者には大きな影響が出ていること等を受けて、2023年12月8日、関係事業者団体 1,700 団体に対し、下請事業者と親事業者との間で積極的な価格交渉と価格転嫁が行われるよう、また下請事業者への不当なしわ寄せが生じないよう、親事業者となる会員に周知徹底すること等を要請しました。

【2023年12月14日】

日弁連、社外取締役ガイドライン 2023 年改訂版を公表

<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2023/231214.html>

日弁連は、2023年12月14日、社外取締役ガイドラインの改訂版を公表しました。

本改訂版は、旧版から全体の構成を変更し、社外取締役の就任時等に検討すべき事項として、社外取締役に望まれる資質等について述べた上で、社外取締役の就任後の具体的な活動指針について、就任時、取締役

会時、取締役会外の活動、特別な類型への対応等の場面ごとに述べた後、社外取締役の善管注意義務について説明する内容となっております。

また、旧版から、ESG 対応に関する社外取締役の役割等の事項が加筆されております。

【2023年12月19日】

政府、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」を公表

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf

政府は、2023年12月19日、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

- ・ 2030年までの国内外におけるSDGs達成を目指し、特に、①持続可能な経済・社会システムの構築、②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、③地球規模の主要課題への取組強化、④国際社会との連携・協働、⑤平和の持続と持続可能な開発の一体的推進について、具体的取組を強化・加速していく。
- ・ 上記の事項を着実に実施していくため、①実施体制の強化・ステークホルダー間の連携、②自発的国家レビューと国際社会における取組の主導、③広報・啓発について、取組を進めていく。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 newsletter@nishimura.com